

内閣参質一九三第三二号

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

()

O

参議院議員伊波洋一君提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「築城訓練」は、部隊の行動のため使用される施設等の整備等に係る能力を向上させるため、陸上自衛隊の部隊等において日常的に実施されているものであり、その逐一について日時等をお答えすることとは困難である。

二について

現時点で、千代田カントリークラブにヘリポートを配置する計画はなく、将来的な配置についての検討も行っていない。

三について

お尋ねの「千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画におけるヘリポート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、陸上自衛隊に導入する垂直離着陸機V-22オスプレイ（以下「V-22」という。）の具体的な運用の計画はなく、お尋ねの「オスプレイを含むテイルドローラー機を使用する可能性」についてお答えすることは困難である。なお、現時点で宮古島にV-22を配備する計画

はなく、将来的な配備についての検討も行っていない。

四について

御指摘の防衛省の平成二十八年度歳出概算要求書の四百七十九ページにおける「ティルトローター機等配置に係る用地等」及び四百八十一ページにおける「ティルトローター機等配置に係る移転等補償」は、お尋ねの「千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費」及び「旧大福牧場ないしそれ以外の宮古島市内を候補地とする陸自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費」のいずれにも該当しない。

五及び六について

お尋ねの「支出することは可能か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の防衛省の平成二十八年度歳出概算要求書の四百七十九ページにおける「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」は、同省の平成二十八年度予算の概算要求の積算内訳に係る説明として記載しているものである。なお、宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置については、千代田カントリークラブに駐屯地を開設する計画であり、現在、その計画以外に具体的な配置場所が決まった計画はない。

七について

南西地域について、防衛省としては、地理的に明確に定義しているものではないが、一般的に、薩南諸島から先島諸島に至る南西諸島及びその周辺海空域を指す用語として使用している。

八から十までについて

お尋ねの「支出することは可能か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の防衛省の平成二十九年度歳出概算要求書の四百四十三ページにおける「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」及び四百四十四ページにおける「南西地域における警備部隊等の配置に係る移転等補償」は、同省の平成二十九年度予算の概算要求の積算内訳に係る説明として記載しているものであり、それぞれの積算内訳について括弧書きで記載した金額は、平成二十八年度当初予算における宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置に係る不動産購入費及び移転等補償金の額であるが、同省の平成二十九年度予算の概算要求においては、これらの経費は計上していない。また、宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置については、千代田カントリークラブに駐屯地を開設する計画であり、現在、その計画以外に具体的な配置場所が決まった計画はない。

十一について

お尋ねの「宿舎の建設候補地」については、今後の交渉に影響を与えるおそれがあることなどからお答えを差し控えたい。